新たな移住・定住に関する研究会設置要領

(設置)

第1条 移住・定住のあり方が多様化しているとともに、新型コロナウイルス 感染症の拡大・長期化による働き方及び暮らし方が変化していくことが見込 まれるため、外部の有識者等の意見を聴取し、新たな移住や定住に関する施 策を検討することを目的として、「新たな移住・定住に関する研究会」(以 下、「研究会」という。)を設置する。

(委 員)

第2条 委員は、別に定める学識経験者、その他識見を有する者等で構成する。 2 委員の任期は、令和4年3月31日までとする。

(研究会の開催)

- 第3条 研究会は、必要の都度開催するものとし、企画調整理事が招集する。
- 2 企画調整理事は、必要があると認めるときは、委員以外の者を研究会に出席させて意見を述べ、又は説明をさせることができる。

(議事の運営)

- 第4条 研究会の議事録の要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。
- 2 委員の氏名は、公表する。
- 3 運営においては、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)及 び京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)に基づき対処する。

(雑 則)

第5条 この要領に定めるもののほか、研究会及びその他の意見聴取等の運営 に必要な事項は、企画調整理事が定める。

附則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。